

掛川市規則第5号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

部 名	課 名	係 名
総務部	行政課	行政係 法務係 職員係
	財政課	財政係
	管財課	財産管理係 契約係 検査係
	納税課	管理係 収納係
	市税課	諸税証明係 市民税係 資産税土地係 資産税家屋係
企画政策部	企画調整課	経営戦略係 行革推進係
	生涯学習協働推進課	協働共生係 男女共同参画係 自治活動支援係
	地域支援課	地域づくり係 みどり推進係 文化振興係
	IT政策課	情報化推進係 システム開発係
	市民課	管理係 窓口係 証明係
健康福祉部	福祉課	社会福祉係 障害者福祉係 児童福祉係
	高齢者支援課	高齢者政策係 保険給付係 介護認定係 予防支援係
	保健予防課	保健企画係 母子保健係 成人保健係
	国保年金課	国保年金係 後期高齢者医療係
	地域医療推進課	地域医療推進係
環境経済部	環境政策課	環境政策係 公害衛生係 ごみ減量推進係
	下水整備課	総務係 下水道整備係 浄化槽係 施設管理係
	農林課	農政係 農産係
	商工観光課	商業労政係 観光交流係
都市建設部	都市政策課	計画係 開発指導係
	土木課	道路河川係 都市基盤係
	維持管理課	管理係 維持・営繕係 市営住宅係
危機管理部	危機管理課	危機対策係 市民安心係

第5条第2項中「調整庶務係」の次に「（都市建設部調整室にあっては、調整庶務係及び事業推

進係)」を加え、同条第3項中「南部大東地域健康医療支援センター準備室及び南部大須賀地域健康医療支援センター準備室」を「南部大東地域健康医療支援センター及び南部大須賀地域健康医療支援センター」に改め、同項の表を次のように改める。

課名	室名	係名
管財課	土地情報室	地籍調査係 土地情報係
企画調整課	秘書広報室	秘書係 広報広聴係
地域医療推進課	東部地域健康医療支援センター	
	南部大東地域健康医療支援センター	
	南部大須賀地域健康医療支援センター	
農林課	農林整備室	農村基盤係 林業振興係
商工観光課	新産業推進室	起業立地推進係 農商工連携係
都市政策課	建築指導室	建築指導係
	中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化推進係
土木課	南北道路推進室	南北道路推進係

第7条各号を次のように改める。

(1) 各部調整室調整庶務係

- ア 部内の庶務に関すること。
- イ 部内の調整に関すること。

(2) 都市建設部調整室事業推進係

- ア 都市計画事業の調整に関すること。
- イ 各種土木事業の調整に関すること。
- ウ 県施行河川改善受託事業に関すること。
- エ 急傾斜地崩壊対策事業に関すること。
- オ 県道の整備促進に関すること。
- カ 掛川バイパスの4車線化の建設促進に関すること。
- キ 国道150号の4車線化の建設促進に関すること。

第8条第4項第1号を次のように改める。

(1) 管理係

- ア 市税の収納管理に関すること。
- イ 口座振替に関すること。
- ウ 督促料及び延滞金の管理及び収納に関すること。
- エ 個人の県民税の払込みに関すること。
- オ 納税関係諸団体との連絡調整に関すること。

第8条第4項第2号アを削り、同号イ中「市税滞納調査」を「市税の滞納調査」に改め、同号中イをアとし、ウをイとし、エを削り、オをウとし、カを削り、キをエとし、同条第5項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 諸税証明係

- ア 税務事務の企画及び調整に関すること。
- イ 軽自動車税の賦課等に関すること。
- ウ 軽自動車税の減免に関すること。
- エ 市たばこ税及び入湯税に関すること。
- オ 市税に関する督促状の発送に関すること。
- カ 市税に関する証明に関すること。
- キ 原動機付自転車の標識交付及び廃車に関すること。

第8条第6項を削る。

第9条第1項第1号中クを削り、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、シをサとし、スをシとし、セをスとし、同条第2項を次のように改める。

2 生涯学習協働推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 協働共生係

- ア 生涯学習の総合調整に関すること。
- イ 市民活動の活性化及び協働の推進に関すること。
- ウ NPO法人、ボランティア団体等の育成等に関すること。
- エ 市民活動等に関する人材育成に関すること。
- オ 市民活動関係諸団体との連絡調整に関すること。

(2) 男女共同参画係

- ア 男女共同参画社会実現に関する企画及び推進に関すること。

- イ 男女共同参画社会実現のための普及啓発活動に関する事。
- ウ 男女共同参画関係団体との連絡調整に関する事。
- エ 国際交流の推進に関する事。
- オ 国際化施策の企画及び総合調整に関する事。
- カ 国際友好姉妹都市に関する事。
- キ 国際交流基金に関する事。
- ク 各種国際交流団体との連絡調整に関する事。

(3) 自治活動支援係

- ア 地域自治組織の育成支援及び総合調整に関する事。
- イ 地域自治組織からの要望に関する事。
- ウ 区長会及び区長会連合会に関する事。
- エ 市民総代会に関する事。
- オ 地縁による団体の認証に関する事。
- カ 各自治区内の道路、水路等の維持修繕に関する事。
- キ 行政区の設定に関する事。
- ク 地域生涯学習センターの管理運営に関する事。

第9条第4項第1号中イ及びウを削り、エをイとし、オをウとし、カをエとし、キをオとし、クをカとし、ケをキとし、コをクとし、サをケとし、シをコとし、同項第2号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 地域支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 地域づくり係

- ア 地域づくりに関する計画及び事業の総合調整に関する事。
- イ 国土利用計画の策定及び調整に関する事。
- ウ 掛川市生涯学習まちづくり土地条例（平成17年掛川市条例第128号）に関する事。
- エ 辺地総合整備計画に関する事。
- オ 中山間地域の振興に関する事。
- カ グリーンツーリズムに関する事。
- キ 移住及び定住に関する事。
- ク 交通政策の総合調整及び推進に関する事。

- ケ バス路線の拡充整備及び維持管理に関する事。
- コ 新たな交通施策導入の調査及び研究に関する事。
- サ J R満水新駅の設置に係る調査及び研究に関する事。
- シ 森の都ならこの里の管理運営に関する事。
- ス 天竜浜名湖鉄道株式会社に関する事。
- セ 株式会社森の都ならこのに関する事。

(2) みどり推進係

- ア 公園整備計画に関する事。
- イ 緑化の基本施策に関する事。
- ウ 各種公園施設の維持管理に関する事。
- エ 県立自然公園に関する事。
- オ 街路樹等の維持管理に関する事。
- カ 緑化推進及び生け垣等設置費補助に関する事。
- キ 緑化推進関係団体との連絡調整に関する事。
- ク 生涯学習公園化基金に関する事。
- ケ 松食い虫対策に関する事。
- コ 海岸砂防林に関する事。

(3) 文化振興係

- ア 市民文化に関する事業の企画立案に関する事。
- イ 市民文化の振興に関する事。
- ウ 市民文化団体の指導育成に関する事。
- エ 市民文化団体との連絡調整に関する事。
- オ 掛川城天守閣及び掛川城御殿の管理運営に関する事。
- カ 二の丸茶室の管理運営に関する事。
- キ 竹の丸の管理運営に関する事。
- ク 清水邸の管理運営に関する事。
- ケ その他市民文化の振興に関する事。

第10条第1項第3号ウ中「子ども手当及び」を削り、同条第2項第1号中「計画指導係」を「高齢者政策係」に改め、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 養護老人ホームの入所措置に関すること。

第10条第2項第2号キからケまでを削り、同項第4号オを削り、同条第3項第3号中オをキとし、エをカとし、ウの次に次のように加える。

オ 掛川市国民健康保険条例（平成17年条例第113号）に基づく保健事業に関すること。

第10条第3項第3号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

第10条第4項第2号を次のように改める。

(2) 後期高齢者医療係

ア 掛川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年掛川市条例第4号）第2条に規定する事務に関すること。

イ 後期高齢者医療保険特別会計に関すること。

ウ 静岡県後期高齢者医療広域連合に関すること。

第11条第3項第2号中「農産振興係」を「農産係」に改め、コをサとし、ケを削り、クをコとし、キをケとし、カの次に次のように加える。

キ 特用林産物の生産振興に関すること。

ク 狩猟・有害鳥獣の捕獲及び鳥獣飼養許可に関すること。

第11条第3項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 農林整備室農村基盤係

ア 大井川用水の管理に関すること。

イ 農業用施設の維持管理に関すること。

ウ 防災ダムの管理に関すること。

エ 農村公園の維持管理に関すること。

オ 農村環境改善センターに関すること。

カ 浅羽地域湛水防除施設組合に関すること。

キ 農業用施設に係る土地の登記処理に関すること。

ク 農業土地基盤整備事業等に関すること。

ケ 農業用施設の整備及び補修に関すること。

コ 農業用施設の災害復旧に関すること。

サ 農村工業団地の整備に関すること。

- シ 県営土地改良事業に関する事。
- ス 田園空間整備事業に関する事。
- セ 土地改良区に関する事。
- ソ ふるさと・水と土基金に関する事。

(4) 農林整備室林業振興係

- ア 森林整備及び林業振興に関する事。
- イ 林道その他林業施設の整備及び維持管理に関する事。
- ウ 治山、地滑り防止及び林業施設の災害復旧に関する事。
- エ 市有林の管理に関する事。
- オ 保安林に関する事。
- カ 林業振興基金に関する事。

第11条第4項中「商業労政観光課」を「商工観光課」に改め、同項第2号中「観光振興係」を「観光交流係」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 新産業推進室起業立地推進係

- ア 工業振興計画に関する事。
- イ 企業立地に関する事。
- ウ 工業用水に関する事。
- エ 起業及び新分野への進出に関する支援に関する事。
- オ 新産業の育成及び支援に関する事。
- カ コミュニティビジネスに関する事。

(4) 新産業推進室農商工連携係

- ア 農業、商業及び工業の連携の推進に関する事。
- イ 地場産品を活用した商品開発に関する事。
- ウ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に関する事。
- エ 道の駅掛川に関する事。
- オ これっしか処に関する事。
- カ 株式会社道の駅掛川に関する事。
- キ 株式会社これっしかどころに関する事。
- ク サンサンファームに関する事。

第11条第5項を削る。

第12条第1項第1号ウを削り、同号エを同号ウとし、同号オ中「第二東名自動車道の建設促進」を「新東名高速道路」に改め、同号中オをエとし、カをオとし、キをカとし、同項第3号を削り、同項第4号ケを次のように改める。

ケ 住宅政策の総合調整及び推進に関すること。

第12条第1項第4号を同項第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 中心市街地活性化推進室中心市街地活性化推進係

ア 駅北土地区画整理事業の清算に関すること。

イ 中心市街地の再開発事業等に関すること。

ウ 中心市街地の景観形成に関すること。

エ 中心市街地の活性化推進に関すること。

オ TMOの推進及び指導に関すること。

カ 中心市街地活性化基金に関すること。

キ かけがわ街づくり株式会社に関すること。

ク JR掛川駅の南北広場及び広場内設備の維持管理に関すること。

ケ 市営駐車場及び市営駐輪場の管理運営並びに路外駐車場に関すること。

コ 放置自転車防止対策に関すること。

サ 掛川駅周辺施設管理特別会計に関すること。

第12条第2項及び第3項を次のように改める。

2 土木課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 道路河川係

ア 道路、橋梁、河川及び都市下水路の新設及び改良に関すること。

イ 新病院アクセス道路の整備に関すること。

ウ 土木施設の災害復旧に関すること。

(2) 都市基盤係

ア 都市計画街路の整備に関すること。

イ 県施行都市計画街路受託事業に関すること。

ウ 各種公園施設の整備に関すること。

エ 組合施行の土地区画整理事業に関すること。

オ 土地区画整理組合の設立及び運営指導に関すること。

- カ 5ヘクタール未満の土地区画整理事業の許認可に関すること。
- キ 個人施行の土地区画整理事業に関すること。
- ク 宮脇第一土地区画整理事業に関すること。
- ケ 保留地購入資金貸付金の預託に関すること。
- コ 土地区画整理基金に関すること。

(3) 南北道路推進室南北道路推進係

- ア 南北幹線道路の整備推進に関すること。

3 維持管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 管理係

- ア 市道の認定及び廃止に関すること。
- イ 道路、河川及び海岸の保全、愛護及び美化に関すること。
- ウ 道路及び河川の境界確認及び占用に関すること。
- エ 菊川水系の樋門及び樋管の受託業務に関すること。
- オ 市道その他土木施設に係る土地の登記処理に関すること。
- カ 太田川原野谷川治水水防組合に関すること。
- キ 株式会社大東マリーナに関すること。

(2) 維持・営繕係

- ア 道路、河川、橋梁及び都市下水路の維持管理に関すること。
- イ 都市計画街路の維持管理に関すること。
- ウ 開発行為等による造成調整池の維持管理に関すること。
- エ 市が保有する建築物（教育財産その他教育委員会が管理する建築物を除く。）の設計並びに工事施工の指導及び監理に関すること。
- オ 交通安全施設の整備及び維持管理に関すること。

(3) 市営住宅係

- ア 市営住宅、再開発住宅及び住環境整備モデル住宅（以下「市営住宅等」という。）の建設に関すること。
- イ 市営住宅等の管理に関すること。
- ウ 市営住宅等の家賃の決定及び徴収に関すること。

第14条第2号中クを削り、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、シをサとし、スをシとし、セをスとし、ソをセとし、タをソとし、チをタとし、ツをチとし、テをツとし、同条を第15条とする。

第13条第2号中クを削り、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、シをサとし、スをシとし、セをストし、ソをセとし、タをソとし、チをタとし、ツをチとし、テをツとし、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(危機管理部各課の分掌事務)

第13条 危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 危機対策係

- ア 防災及び災害対策に関すること。
- イ 災害対策本部及び地震災害警戒本部に関すること。
- ウ 災害危険地に係る避難勧告等の発令に関すること。
- エ 原子力に関する防災、安全対策、啓発等に関すること。
- オ 水難事故の防止に関すること。
- カ 各種防災訓練の企画及び実施に関すること。
- キ 自主防災組織の育成及び防災思想の普及啓発に関すること。
- ク 防災無線、同報無線等の整備及び維持管理に関すること。
- ケ 防災資機材の整備及び維持管理に関すること。
- コ その他防災に関すること。

(2) 市民安心係

- ア 危機管理の総合調整に関すること。
- イ 防災会議に関すること。
- ウ 交通安全の総合企画及び安全対策推進に関すること。
- エ 交通事故相談に関すること。
- オ 民間交通指導員に関すること。
- カ 暴力追放運動の推進に関すること。
- キ 各種犯罪の予防啓発に関すること。
- ク 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に関すること。
- ケ 業務継続計画（BCP）に関すること。
- コ 原子力行政の総合調整に関すること。
- サ 特殊地下壕対策に関すること。
- シ 自衛官の募集に関すること。

ス 交通安全及び防犯関係諸団体との連絡調整に関すること。

セ その他市民の安全に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(掛川市公印規則の一部改正)

2 掛川市公印規則（平成17年掛川市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表2の表部長印の項中「6」を「7」に改め、同表3の表中

「

生涯学習 まちづく り課長

」を「

生涯学習 協働推進 課長

」に、

「

後期高齢者医療保 険に関する証明及 び通知用	1	高齢者支 援課長
------------------------------	---	-------------

」を「

後期高齢者医療保 険に関する証明及 び通知用	1	国保年金 課長
------------------------------	---	------------

」に、

「

				東部地域健康医療 支援センターの使 用許可用	1	地域医療 推進課長
--	--	--	--	------------------------------	---	--------------

」

を

「

				東部地域健康医療 支援センターの使 用許可用	1	地域医療 推進課長
				り災証明用	1	危機管理 課長

」

に改める。

(掛川市職員職名規則の一部改正)

3 掛川市職員職名規則（平成17年掛川市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「部長」の次に「、危機管理監」を加える。

(掛川市営住宅入居者選考委員会規則の一部改正)

4 掛川市営住宅入居者選考委員会規則（平成17年掛川市規則第118号）の一部を次のように改正する。

第6条中「都市建設部都市整備課」を「都市建設部維持管理課」に改める。